中国帰国者等に対する都営住宅特別割当募集要綱

平成２１年7月1日　２１福保生生第２５７号
改正　平成２６年１０月１日　２６福保生生第４９０号
改正　平成３０年３月８日　２９福保生生第９６４号
改正　平成３１年４月４日　３０福保生計第３１５１号

第１　目的

この要綱は、引揚者に対する援護基準（昭和４８年3月７日付４７民福援第１６１４号局長決定。以下「援護基準」という。）第３－３－（２）に基づく入居のあっせんを行う際の事務手続等を定めることを目的とする。

第２　申込資格要件の認定

申込資格要件の認定は、募集期間の最終日を基準日とする。

第３　募集戸数

住宅政策本部長から当該年度割当を受けた戸数のうち、援護基準第３－３－（１）に規定する者にあっせんし、なお割当が埋まらなかった戸数とする。

第４　募集方法

１　福祉保健局長は、住宅政策本部長から割当戸数等の通知を受けたときは、速やかに支援給付の実施機関に通知する。
２　支援給付の実施機関は、管内における有資格者に募集を周知する。

第５　申込手続

１　申込者は、東京都福祉保健局生活福祉部計画課（以下「計画課」という。）に「特別割当都営住宅使用申込書」（別紙１）を提出しなければならない。
２　下記の事由に該当するとして現に居住する住宅が日常生活を送る上で不都合であることを申し立てる者は、「現に居住する住宅に関する申立書」（別紙２）を、支援給付の実施機関の証明を受けた上で、提出しなければならない。
ア　６０歳以上の高齢者で、エレベーターがない住宅の２階以上に居住している。居住する住宅が都営住宅の場合は、歩行障害が著しいことが身体障害者手帳又は診断書で確認できる。
イ　浴室がない住宅に居住している。
ウ　最寄りの公共交通機関（バスを含む。）の乗り場まで５００メートル以上歩かなければならない住宅に居住している。
３　計画課は、申込みの受理に際して、申込者が資格を有する者であること及び申込書の記載内容が事実と相違しないことを確認した上で受理する。
４　福祉保健局長は、選考により住宅政策本部長に入居予定者を推薦する。

第６　入居予定者の決定及び通知

福祉保健局長は、別に定める選考委員会による選考により入居予定者を決定し、支援給付の実施機関及び本人宛通知する。

第７　入居予定者の必要書類の提出

入居予定者は、別に定める必要書類を、別に定める期日までに、福祉保健局長宛提出しなければならない。

第８　入居予定者の推薦

福祉保健局長は、申込書及び必要な書類を添えて、住宅政策本部長宛入居予定者を推薦する。

第９　申込の辞退

申込者が自己の都合によって入居申込みを辞退する場合は、直ちに福祉保健局長宛辞退届を提出しなければならない。

第１０　入居予定者の決定の取消

１　入居予定者が次の各号に該当する場合は、福祉保健局長は入居予定者の決定を取り消す。

ア　偽り、その他不正の手段により入居予定者の決定を受けたとき。

イ　世帯向け住宅の入居予定者で、離婚等により、同居親族がいなくなったとき。

ウ　入居予定者が入居を辞退したとき。

エ　入居予定者が一般の公募その他の方法によって都営住宅に入居することとなったとき。

２　福祉保健局長が入居予定者の決定を取り消した場合は、その旨を本人及び住宅政策本部長宛通知する。

第１１　協議

その他詳細については、福祉保健局長と住宅政策本部長との協議によって決定する。

附　則（平成２１年７月１日２１福保生生第２５７号）

この要綱は、平成２１年７月１日から実施する。

附　則（平成２６年１０月１日２６福保生生第４９０号）

この要綱は、平成２６年１０月１日から実施する。

附　則（平成３０年３月８日２９福保生生第９６４号）

この要綱は、平成３０年４月１日から実施する。

附　則（平成３１年４月４日３０福保生計第３１５１号）

この要綱は、平成３１年４月１日から実施する。